

---

## デンマークにおける少年犯罪への法的対応

松 澤 伸

---

- I はじめに——本稿の目的
- II 子ども・少年の概念
- III 福祉的対応
- IV 司法的対応
- V その他の対応
- VI おわりに

### I はじめに——本稿の目的

1 廣瀬健二教授は、現在、北欧を中心とした調査を通じて、海外の少年刑事事件について、総合的な研究プロジェクトを遂行されている<sup>1)</sup>。そして、北欧（スウェーデン）の少年法の特徴及びこれを調査する意義について、以下のように述べられている。

「注目されるのは、少年の犯罪・非行も少年の問題行動の一つとしてとらえ、犯罪少年についても要保護少年などと同様な福祉的な対応がとられていること、一五歳以上の犯罪少年に関しては相当程度、刑罰も選択されていること、形式的意義の少年法や少年裁判所がないなど、成人犯罪者の刑事手続・刑罰に比して犯罪少年に対する特則が少ないことなどである。（原文改行）これらには、

---

1) 廣瀬健二教授が代表研究者である「少年刑事事件の総合的研究」JSPS 科研費 25285024。本稿は、その共同研究者としての研究成果の一部である。

福祉・保護優先の制度でありながら、刑罰の多用・少年保護の特則の乏しさなど違和感を抱かせる点があり、今回の調査の一つの根拠ともなっている<sup>2)</sup>。

こうした状況は、同じ北欧のデンマークにも妥当する。デンマークの刑事責任年齢は15歳であり、成人年齢は18歳であるが、日本の少年法に当たる法律や家庭裁判所がなく、その間の15歳から17歳までの少年については、刑法の適用による司法的対応と、福祉的対応が並行して存在しており、刑罰も相当程度選択されているのである。

廣瀬教授は、以上の問題意識から、スウェーデンとデンマークについて、複数回に渡り、実態調査を行ってこられた。筆者は、共同研究者の一人として、同調査に参加してきたが、その際実感したのは、実態把握を確実なものとするためには、やはり、その前提となる法律の技術的な側面、すなわち、様々な規定の概要・制度の設計について、整理しておくことが必要である、ということであった。北欧刑法学を研究対象としてきたが少年法には疎い筆者を、廣瀬教授が研究プロジェクトに加えてくださった理由は、まさに、この点を明らかにするという任務にあったと思われる。

そこで、その務めの一部を全うすべく、本稿では、デンマークにおける少年犯罪に対応するための法制度の概略について、雑駁ではあるが、特に法律の技術的な側面に留意しつつ、文献や条文から読み取れる法制度の設計の側面 (law on the books の側面) から、記述・紹介したいと考える<sup>3)</sup>。

2 本稿の構成としては、まず、基本的な考え方として、デンマークにおける子ども及び少年の概念を紹介する(Ⅱ)。続いて、福祉的対応(Ⅲ)、司法的

2) 廣瀬健二「海外少年司法制度——北欧調査の一部報告」刑政126巻1号(2015年)17-18頁。

3) 内容について、主として、Jørn Vestergaard “Strafferetlige Sanktioner”, 1.udg., 2012, Gjellerup, København を参考とし、Knud Waaben “Strafferettens almindelige del II Sanktionslære”, 5.udg., 2001, Forlaget Thomson, København を参照したほか、関連各省庁等のHPが発信している情報も、適宜参照した。但し、本文に記述する内容は、いずれも客観的な事実であるから、以下の叙述では、これらの文献の該当頁を特に示すことはしていない。

対応（Ⅳ）の順に説明し、最後に、関連する事情として、紛争調停委員会と損害賠償の実情についてごく簡単に紹介する（Ⅴ）。

重要なのは、デンマークの場合も、スウェーデンと同様、少年に対して、社会事業法を中心とする福祉的対応と、刑法を中心とする司法的対応が並行しているということである。廣瀬教授が述べられるように、「北欧においては、すべての手続、処分・措置の背景には、本人の問題解決・立ち直りが目的として措定されており、制度全体がその実現のために統合され、そのための処分、措置が予定されている」<sup>4)</sup>。したがって、その目的達成のため、福祉的対応と司法的対応が、相互に並行的・補充的に用いられることになる。そこで、まず、福祉的対応と司法的対応のそれぞれの内容が明らかにされなければならない。さらに、福祉的対応と司法的対応の理論的關係・住み分けの体系的理解が示される必要がある。この点、本稿は、筆者の検討不足により、後者の問題まで立ち入ることができない。本稿では、前者のみを記述の対象としたい<sup>5)</sup>。

## Ⅱ 子ども・少年の概念

### 1 15歳未満

デンマークにおける刑事責任年齢は、15歳である（刑法15条）。本稿では、子ども（børn）と表記する。

刑事責任年齢は、他の北欧諸国と同じである。2010年から、厳罰化の世論を受け、保守政権により、14歳に下げられたことがあったが、2012年には15歳に戻った。

犯罪行為時に15歳未満だった者については、刑法上の制裁が科されることはないし、勾留されることもない。子どもに対する対応は、福祉的対応のみと

---

4) 廣瀬・前掲注2) 20頁。

5) なお、執筆にあたっては、いつものように、デンマーク語をいかに日本語に訳すかという難しい課題に直面した。通常であれば、なんとか適訳を見つけようとするのであるが、今回は、研究自体が、共同研究プロジェクトとして継続中であり、適訳は最終的にまとめる段階でつけるのがよいのではないかという判断から、今後の検討に委ね、ここでは、不自然な訳語をつけるよりも、英語に訳した状態で、表現しておくことにした。

なる。

福祉の対応は、後述するように、コムーネ (Kommune。地方自治体の単位で、1 コムーネの人口は、数万人から 10 万人程度。我が国の「市」にほぼ相当する) の執行機関等の福祉機関が、様々の形でイニシアティブをとることによって実施される。

## 2 15～17 歳

デンマークにおける成人年齢は 18 歳であるから、刑事未成年と成人の中間に当たる 15 歳から 17 歳までの層に対する対応が、少年犯罪に対する対応の核となる。この年齢の者について、本稿では、少年 (unge) と表記することとする。

少年については、理論上は、成年者と全く同様に、刑法の適用がある<sup>6)</sup>。しかし、それと並行して、福祉的対応が存在している。福祉的対応は、司法的対応とは一種の交換関係である場合が多い。つまり、福祉的対応に服すれば司法的対応を受けずに済む、ということである。そして、福祉的対応に正しく服さない場合にのみ司法的対応へ移行する、というわけである。

なお、18 歳以上の者は成年であるが、20 代半ば程度までは、福祉的措置が並行して用いられる場合がある。

## 3 子ども・少年の取調べ

15 歳未満の子どもの取調べには、福祉機関の代理人が立ち会うほか、18 歳未満の少年の場合であっても、希望があれば、同様の手続がとられる。15 歳未満の子どもの場合、また、18 歳未満の少年であっても親と同居している場合には、親権者も、同様に立ち会いが求められる。

---

6) 但し、刑法各則の個別の規定には、年齢により、犯罪の成立が阻却される場合や、刑の減軽についての規定がおかれている場合があり、また、量刑においては、年齢が考慮される。

### Ⅲ 福祉的対応

#### 1 総 説

以上のように、子どもに対しては福祉的対応が行われ、少年に対しては司法的対応と福祉的対応が並行して存在するのがデンマークの制度である。本稿では、実際の適用が多い福祉的対応から説明し、その後、それと並行する形で用いられる司法的対応について、叙述することにした。

ただ、福祉的対応といっても、実際には、下記に述べるように、刑事制裁と比較しても遜色ないほど強い形の措置が行われる場合もあることに注意しなければならない。ただし、あくまでこれは刑事制裁ではなく、支援・保護・教育が目的となるものである。

#### 2 社会事業法による対応

コムーネの執行機関等の福祉機関が介入する場合、主として用いられる法律は、社会事業法 (lov om social service; serviceloven)<sup>7)</sup>である。この法律の対象は、少年犯罪に限られない。この法律は、様々な社会問題を解決することを主たる目的とする法律であり（同法1条1項参照）、その守備範囲は非常に広い（たとえば、貧困者などもその対象範囲に含まれる）。従って、15歳以上の刑事責任年齢を超えた者についても、社会事業法による対応が行われる場合があるのである。

社会事業法は、その46条以下において、子ども及び少年 (børn og unge) について、保護の規定を定めているが、ここで主として問題となるのは、同法57条b、57条c、58条である。

#### 3 ユース・インポジション

社会事業法57条bは、少年に一定の義務を課するユース・インポジション

---

7) 廣瀬教授の訳語に従った。廣瀬・前掲2) 20頁注(5)参照。

(ungepålæg) を定める。コムーネの執行機関は、12～17 歳の問題行動等を起こす子ども又は少年について、親権者の同意なく、少年に対して一定の義務を課することを決定する（同条1項）。問題行動の内容は、同条2項が定めるところからある程度明らかとなる。すなわち、同条2項によれば、少年への命令の通知にはその理由が示されなければならないが、その内容は、不登校、一定の範囲・重さの犯罪、重大な問題行動、問題解決を担う関係機関への非協力、等となっている。少年への命令の具体的な内容は、一定の行動義務という形を取る。たとえば、一定の時間には自宅にいないとなければならないといったことなどがあげられる（その際には、GPS アンクレットをはじめとした電子観察システムの利用も許される）。

なお、社会事業法は、子ども又は少年の両親に対して一定の義務を課する、ペアレンツ・インポジション（同法57条 a. forældrepålæg）というものも定めている。コムーネの執行機関は、子ども又は少年の両親に対して、一定の時間に子ども又は少年を帰宅させるよう求めたり、両親に対して研修に参加するよう、決定することができる。この決定に対して両親が不服であっても、これを求めることができる。ペアレンツ・インポジションは、子どもが12歳未満の場合であっても課することができる。

#### 4 アクション・プラン

社会事業法57条cは、傷害事犯や比較的重大な犯罪を行った子ども又は少年についてのアクション・プラン（handleplan）についての規定である。傷害事犯、あるいは、比較的重大な犯罪を行った18歳未満の子ども又は少年について、コムーネの執行機関は、当該の者が将来新たに犯罪を行わないようにし、また、支援を与えるため、アクション・プランを作成する。アクション・プランの作成には、当該子ども又は少年と家族の参加が求められる（同条1項）。アクション・プランは、コムーネが警察から当該犯罪についての報告を受け取ってから7日以内に作成されなければならないことになっており、アクション・プランとともに、上述したユース・インポジションが併用されることもある（同条2項）。

## 5 自宅以外の場所での保護

社会事業法 58 条は、親権者の同意なき少年の自宅以外の場所での保護についての規定である。通常、少年を自宅外で保護する場合には、当該少年が 15 歳以上であって、少年及び親権者の両者の同意が必要になるが、この規定は、特に重大なケースについて、親権者の同意を必要とせずに、少年を自宅外で保護することができる、という規定である（同条 1 項。なお、自宅外での保護が行われる場合のほとんどが、少年及び親権者の同意があるケースだとされている）。具体的には、少年の保護が特に必要な場合、たとえば、薬物濫用の場合などで、自宅外で保護することが必要である場合に、この決定がなされることになる。

コムーネは、この保護について、プランを作成しなければならない。また、そのプランは、一定期間をもって絶えず見直しをしなければならない。保護は、デイ・インスティテューション (døgninstitution) という特別の施設で行われる（この施設についての詳細は、社会事業法 67 条が定めている）。一日を通じて子ども及び少年に対応する、という趣旨から、こうした名称で呼ばれる。通常の場合、この施設は、閉鎖施設ではない。少年は、監視のもと、そこに寝泊まりし、学校等に通り、日常生活を送る。また、民間の篤志家の家庭で保護を受ける場合もある。なお、デイ・インスティテューションの中には、閉鎖施設に近いものもある。これは、少年の年齢、保護の目的等に照らして用いられるが、特に長期間にわたる保護が必要な場合に用いられる場合がある。但し、実際に用いられる例は多くない。

## 6 ユース・コントラクト

ユース・コントラクト (ungdomskontrakt) とは、親権者の同意を得て、少年が福祉機関の保護のもと、一定の活動、たとえば、就学させたり、就職させたりして、学業や仕事に従事させるというものである。

ユース・コントラクトは、社会事業法に規定されているものではなく、検察官が独自に行う対応である。これについては、2007 年に定められた「検事総長による少年犯罪者の取扱いについての通知」(Rigsadvokatens meddelelse om behandlingen af sager mod unge lovfortraeder) が定めている。具体的には、18

歳未満の少年について、検察官が起訴猶予による不起訴処分とした場合に、検察官が、コムーネによるユース・コントラクトの締結を条件として示す、という形で行われる（具体的な事案は、万引、器物損壊、自転車窃盗等の場合が多いとされる）。ユース・コントラクトは、コムーネが中心に書面を作成し、警察・裁判所の承認を得なければならない。少年が誓約したうえで、少年自身・親権者・コムーネ・警察が書面に署名することで発効する。

ユース・コントラクトの目的は、少年が自己の意見や態度を改め、更生することにある。したがって、コントラクトの内容は、様々でありうる。上記のように、就学・就職させるのが基本であるが、ほかに、たとえば、地域の活動に従事すること、スポーツクラブなどに所属すること等、日頃の活動に関わるものもあるし、また、住所を定めたり、保護者を決定したりする等、生活面に関わるものである場合もある。あるいは、心理療法士の元に通うというものもある。

コントラクトの期間は、通常、1年である。これを無事に経過した場合には、前科の記録はつかないことになる。しかし、起訴猶予は、あくまで期間を与えて猶予するものであるから、たとえば、新たに犯罪を行ったような場合は、猶予が失われ、検察官による起訴がなされるという措置がとられることになる。

## IV 司法的対応

### 1 総 説

前述したように、デンマークにおける刑事責任年齢は15歳であり、また、デンマークは、日本における少年法にあたる法律をもたないため、15歳以上の少年については、刑法上の刑罰その他の制裁が科される場合があり得る。デンマークにおける刑罰には、拘禁刑と罰金があり（刑法31条。拘禁刑は、有期刑で7日～16年であり、無期刑もある）、その他の制裁として、社会奉仕命令、条件付判決、権利剥奪、没収等がある。条件付判決というのは、矯正局の保護観察下におかれ、新たに犯罪を行った場合には、拘禁刑に切り替わる、というものであり、いわば、執行猶予付判決である。保護観察下におかれている期間

中に、社会奉仕命令を組み合わせる場合もある。

## 2 執行猶予のつかない拘禁刑

執行猶予のつかない拘禁刑（ubetinget frihedsstraf）は、いわゆる実刑判決であるが、15～17歳の少年に対して用いられることは稀である。極めて重大な犯罪についてのみ用いられるものと考えてよいと思われる。また、無期拘禁刑は、18歳未満の少年には用いられない（刑法33条3項）。

実際に少年が刑法による拘禁刑を科された場合は、その執行において、できるだけ成人の刑務所を用いないようにするという処理が行われている。通常は、矯正局の施設や、上述したデイ・インスティテューションという特別の施設（開放施設・閉鎖施設の両方がある）等で、拘禁刑を執行することになる。そして、それらの施設で処遇を行っている際に、少年に特に問題があると判断された場合には、成人の刑務所に送致される場合もある、ということになる。

成人の刑務所に送致される場合、15～17歳の少年については、原則として、ユーダルupp（Jyderup）刑務所内の少年刑務所に収監される。デンマークの場合、成人の刑務所も開放施設である場合がほとんどであり、ここも、開放施設である。ここでは、成人の受刑者とは別の場所に収監され、刑務所内で接触することもなくなっている。仮に、閉鎖施設が適当であるということになると、リング（Ringe）刑務所内の少年刑務所に収監されることになる<sup>8)</sup>。

こうした施設における具体的な処遇については、専門家による支援が行われている。教育学者、心理学者、ソーシャル・ワーカー、教員等の専門家が刑務官として勤務しており、処遇プログラムの作成にあたっている。そこでは、少年の能力に応じて、技能を高めたり、教育を受けたりするプログラムが作られている。

---

8) 廣瀬教授の研究プロジェクトでは、2014年6月に、南デンマーク大学法学部のトーマス・エルホルム教授（Prof. Thomas Elholm）の紹介を得て、このリング刑務所内の少年刑務所を視察し、刑務官や受刑者の少年にインタビューした。リング刑務所は、デンマークでも例外的な閉鎖施設であり、しかも少年であるから、我々がインタビューしたのは、極めて例外的な、重大な犯罪を犯した少年ということになる。この視察の具体的な内容については、別途、まとめて公表する予定となっている。

また、ケースに応じて、仮釈放の措置がとられる場合がある。これは、18歳未満の少年の場合には、常に検討される。その他、24歳未満の者で重大な犯罪を行った者ではない場合、また、21歳未満の者の場合で刑期の3分の2の期間が経過した場合、検討されることになる。

### 3 条件付判決

条件付判決 (betinget dom) とは、我が国でいうところの執行猶予付判決に似ている。通常は、保護観察下におかれることを条件に、刑の執行を猶予するのである。そして、保護観察中に新たに犯罪を犯した場合は、拘禁刑に移行する。ただし、様々の方式があり得るところであり、たとえば、前述した、社会奉仕命令と組み合わせた条件付判決という方式もある。社会奉仕命令は、たとえば、教会やスポーツ施設の清掃などであるが、これが条件とされている場合には、社会奉仕を怠ることで、拘禁刑に移行することになる。

条件付判決は、少年についてはかなり一般的に用いられている方式である。たとえば、保護観察を条件とする条件付判決の場合、当該少年について、デイ・インスティテューション等の施設による保護観察を付するということを、裁判所が条件として付することになる。保護観察は、社会事業法の規定に基づいて、矯正局のもとで行われる。したがって、少年は、矯正局に定期的に出頭するほか、場合によっては、一定の期間、施設で過ごすという形で行われることもある。保護観察の期間は、判決で示される。

### 4 罰 金

罰金 (bøde) は、デンマークにおいても主に軽微な犯罪についての刑罰である点は我が国と同様であるが、その額は、少年にとっては多額の場合がある。そこで、罰金額は、少年の支払能力に応じて定められることになっている。たとえば、交通事犯の場合の罰金については半額となるが、300デンマーククローネ (6000円ほど) 未満にはならない。

## 5 減軽事由・起訴猶予等

なお、デンマーク刑法には、少年について刑を減軽する規定がおかれている場合があり、他の減軽事由と複合すると、刑が免除される場合もある（刑法 83 条。なお、この規定は少年に限らない一般的な規定である）。

また、デンマークの刑事手続法（民事手続法と同一の法典「司法運営法」retsplejelov に定められている）は、我が国と同様、起訴便宜主義を取っているため、実際上は、少年については、起訴猶予として不起訴処分となる場合も多いことを付記しておかなければならない。この場合は、上述したユース・コントラクトのもとに、コムネが福祉的に関与することがある。

## 6 ユース・サンクション

デンマークでは、2001 年に、ユース・サンクション（ungdomssanktion）と呼ばれる新たな制裁の形式が導入された（刑法 74 条）。この制裁は、拘禁刑の実刑判決の代替刑として考案されたもので、特に、重大な犯罪を犯した少年について、更生を期待する観点から導入されたものである。

ユース・サンクションを用いることができるケースは、一定の場合に限られている。すなわち、①重大な身体への攻撃を伴う事犯（たとえば、強盗、強姦、傷害等）あるいはその他の重大事犯であること、②少年であること（18 歳になっていないこと）、③ソーシャル・ワーカーによる教育的な処遇を受けることにより、将来新たに犯罪を犯さない見込みがあること、④拘禁刑（30 日～1 年 6 月）の実刑相当であること、が要件となる。これらの要件が満たされる場合、裁判所は、拘禁刑の実刑に替えて、ユース・サンクションを選択することができる。

ユース・サンクションが科されることになると、少年は、全体で、2 年間の処遇を受けることになる。ユース・サンクションは、具体的には、3 段階で構成されている。第 1 段階は、閉鎖施設へのおよそ 2 ヶ月間の収容である。閉鎖施設に収容する目的は、犯した犯罪のもととなった環境から、少年を切り離すことにある。同時に、この期間内に、ソーシャル・ワーカーの支援のもと、将来設計を行うことになる。たとえば、学校、仕事、住居、余暇等について、プ

ランを策定する。第2段階は、開放施設での処遇である。これは、通常、前述したデイ・インスティテューションで行われる。この段階は、最長で12ヶ月までとなっている。具体的には、第1段階で作成したプランを実行に移し、ソーシャル・ワーカーの支援を受けつつ、社会復帰を目指す。第3段階は、福祉機関の観察のもとでの保護観察である。この期間で、完全に社会復帰することになる。

ユース・サンクションがうまく機能することが理想であるが、当然、うまくいかない場合もある。たとえば、少年を開放施設に移した後、そこでうまく処遇できないような場合は、閉鎖施設へ戻されることになる。この決定は、福祉機関が行うが、これは、判決により、福祉機関にその権限が与えられることによる。なお、閉鎖施設での処遇は、1年を超えてはならない。

ユース・サンクションは、一度選択されれば、本来の刑罰であった拘禁刑に戻されることはない。たとえば、ソーシャル・ワーカーに少年が反抗する場合など、ユース・サンクションの執行に支障が生じるような場合についても、これは同様である。ユース・サンクションは、その理念上、少年を更生させようとするところに重点があるから、多少の反抗では、これをあきらめてはならないのである。しかし、その反抗が強硬となり、たとえば、ソーシャル・ワーカーや担当刑務員に対する暴行が行われるといったことになれば、それは、場合によっては、新たな犯罪としてとらえられることになり、別論となる。

ユース・サンクションの実施中に、新たに犯罪が行われた場合は、それが実刑1年以上の拘禁刑相当の重大な犯罪である場合には、ユース・サンクションを中止し、直接、実刑に移る。1年未満の拘禁刑相当の場合には、依然としてユース・サンクションによる更生プログラムに希望をつなぎ、まずは、ユース・サンクションを継続する。それが終了した後、拘禁刑を実施するが、それでも、ユース・サンクションで行われたプログラムをできるだけ継続し、施設で、教育・就業を継続するように配慮される。

## V その他の対応

### 1 総 説

子ども及び少年に対する福祉的対応・司法的対応の内容を略述してきたが、ここで、関連する対応として、2つのものを取りあげておく。1つは紛争調停委員会であり、もう1つは損害賠償である。

### 2 紛争調停委員会

紛争調停委員会 (konfliktråd) は、一種の刑事和解であり、修復的司法の観点からこれを理解することが可能であると思われる。ノルウェーにおいては、かなり以前から用いられてきたが、デンマークでは、試用期間を経て、2010年に、紛争調停委員会法 (lov om konfliktråd) の制定という形で、正式に導入された。紛争調停委員会は、加害者と被害者が、調停委員の立ち会いのもと、話をする機会を与えるというものである。調停委員には、当事者の話を聞き、話を仕切り、まとめる役割を負うが、事案について、なんらかの決定する権限はない。犯行について話をし、加害者が自己の行ったこと、被害者の苦痛を理解し、新たな犯罪を行わせないようにさせることに重点がある。紛争調停委員会は、刑罰の代替物ではない。したがって、紛争調停委員会が継続している間も、刑事裁判は、別途に継続する。ただ、ここで行われた和解は、裁判の量刑に影響を及ぼすことになる。

この紛争調停委員会は、少年が加害者である場合にも用いられる場合がある。但し、親権者の同意があること、事件が重大犯罪に関わるものであることである場合に限り、加害者としての少年の同席が認められる。

### 3 損害賠償

損害賠償の義務が発生するのは、子ども及び少年に限ったことではないが、子どもや少年の場合には、その支払能力の関係から、いくらかの特殊性がある。まず、両親に、7500 クローネ (約 15 万円) を上限とする支払義務があること

である。たとえば、器物損壊により、20万円の損害賠償義務が生じた場合、両親が15万円を支払い、少年が5万円を支払う、といった形になる。支払額が巨額となり、すぐに支払えない場合は、就職までの支払の猶予をもらい、その後、ローン等の形でより返済することになる。

## VI おわりに

本稿では、デンマークにおける少年犯罪への法的対応について、特に、その法律の技術的な側面に留意しつつ、文献や条文から読み取れる法制度の設計について説明してきた。

北欧における少年犯罪への対応の特徴は、廣瀬教授が指摘されるように、司法的対応と福祉的対応の両者が、相互に並行・補完しあっている点に特徴がある。本稿で明らかにしたのは、デンマークにおける現状であるが、同じく、スウェーデンにおける現状も明らかにする必要がある。また、その詳細について、条文の訳出も含めて、今後、検討する必要がある。その後は、福祉的対応と司法的対応の相互関係や住み分け、相互の理論体系的位置づけについても検討を行わなければならない。さらに進んで、その有効性を計測し、我が国における少年犯罪への対応に、有効に活かしていくことも期待される場所である。

これらの課題は、北欧刑法学を研究する筆者に課せられた課題であると考えられるが、少年法に疎い筆者としては、廣瀬教授のご指導があったこそ、今後もこれらの研究を遂行していくことができると思われる。期待していただいたものとはほど遠い雑駁な小稿であるが、廣瀬教授の立教大学大学院法務研究科ご退職を記念し、ここに謹んで本稿を献呈する次第である。